**施設基準に係るWeb掲示について**

当院は厚生労働大臣が定めた基準を満たし、以下の施設基準を取得しております。

各施設基準において患者様へその内容や取り組みをご案内いたします。

**1．医療情報取得加算**

・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

（※マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力をお願いいたします。）

・医療情報取得加算として以下の点数を算定いたします。

○初診時：**１点**

○再診時（３ヶ月に1回限り算定）：１点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

**2．医療DX推進体制整備加算**

「DX」とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によって社会や生活の形を変えることを指す言葉です。医療DXでは、診察・治療・薬剤処方等における情報を最適な形で活用し、より質の高い医療を受けられる体制の構築を目指します。

当院では、医療DX推進体制整備について、以下を取り組んでいます。

①オンライン請求を行っています。

②オンライン資格確認を行う体制を整備しています。

③電子資格確認を利用して取得した診療情報（受診歴、薬剤情報）を、診察室で閲覧、または活用でいる体制を有しています。

④電子処方箋の発行については、現在整備中です。

⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。

⑥マイナンバーカードの健康保険証利用について、一定程度の実績を有し、また利用促進に向けてお声掛けやポスター掲示を行っています。

⑦医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

**○医療DX推進体制整備加算４～６**・・・・・**８点～１０点**

※医療DX推進体制整備加算はマイナンバーカードの利用率に応じての点数の為、毎月の請求点数が変わる可能性があります。

